		日	号外	ページ
	○文部科学省			
一六四	史跡に指定する件	一一	230	一
一六五	名勝に指定する件	一一	230	五
一六六	天然記念物に指定する件	一一	230	六
一六七	史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件	一一	230	六
一六八	史跡に地域を追加して指定し、一部を解除する件	一一	230	八
一六九	史跡に地域を追加して指定する件	一一	230	八
一七〇	名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件	一一	230	一一
一七一	天然記念物に地域を追加して指定する件	一一	230	一二
一七二	記念物を登録記念物に登録する件	一一	230	一二
一七三	文化的景観を重要文化的景観に選定する件	一一	230	一二
一七四	重要文化的景観に地域を追加し、名称を改める件	一一	230	一二
一七五	文化財を登録有形文化財に登録する件	一一	233	一一
一七六	登録有形文化財の登録を抹消する件	一一	233	一七
一七八	登録有形文化財の名称を変更する件	一一	233	一八
一七九	学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示	二一	239	一六
一八〇	学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示	二一	239	二二
一八一	外国の大学又は大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定の件	二七		二
一八二	外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の廃止の件	二七		二
一八三	重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件	二八		三
一八四	重要無形文化財の保持者の追加認定の件	二八		三
一八五	選定保存技術の選定及び保持者の認定の件	二八		三
一八六	選定保存技術の保持者の追加認定の件	二八		三
一八七	選定保存技術の選定及び保存団体の認定の件	二八		四
一八八	選定保存技術の保持者の認定の解除の件	二八		四
一八九〇	登録有形文化財の登録を抹消する件	二八		四
六二―八三	**○文化庁** 著作権者の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件	四	224	四
三六七	**○厚生労働省** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件	八		三
三六八	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件	八		三
三六九	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件	八		三
三七〇	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器の一部を改正する件	八		四
三七一	児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件	一三	232	一
三七二	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件	一三	232	一一
三七三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件	一五		五
三七四	結核医療の基準の一部を改正する件	一八	236	八
三七五	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件	一九	237	一
三七六	生物学的製剤基準の一部を改正する件	二一	239	三二
三七七	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件	二一	239	三八
三七八	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件	二五		三
三七九	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会	二五		三
三八〇	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習及び職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示	二六		四
三八一	組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件	二九		六
三八二	労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件等の一部を改正する件	二九	246	二六九
三八三	介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件	二九	246	二七〇
一六四四	**○農林水産省** 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十二条第一項の区域を告示する件	一		九